

# 提言書

総務企画常任委員会  
福祉教育常任委員会  
建設経済常任委員会

令和4年10月

令和3年5月から令和5年4月までを任期とする今期の各常任委員会では、それぞれにテーマを設定し、調査研究を行ってきました。その調査研究の結果として、那須塩原市の更なる発展のために必要であると考えられる事項を本書のとおりに提言します。これらの事項を市政に反映するよう尽力くださるようお願いいたします。

令和4年10月18日

那須塩原市議会議長 松田 寛人

総務企画常任委員長 山形 紀弘

福祉教育常任委員長 森本 彰伸

建設経済常任委員長 田村 正宏

## 総務企画常任委員会

### ■指定管理制度のあり方見直しについて

---

- (1) 塩原温泉天皇の間記念公園について、貴重な国民的財産として国の文化財に登録を目指すこと。
- (2) 塩原温泉華の湯について、民間への譲渡を速やかに検討し実施すること。
- (3) もみじ谷大吊橋について、今後、多額の施設維持費が想定されることから塩原地区吊橋整備基金において適切に積み増しを行うこと。
- (4) 塩原温泉家族旅行村について、補助金返還及び現況復旧も含めて速やかに廃止を検討すること。
- (5) 塩原温泉湯っ歩の里について、公営によって運営しなければならない施設ではないことから、速やかに民間への譲渡または廃止を検討すること。
- (6) 塩原もの語り館について、民間への譲渡又は廃止を検討すること。

### ■那須塩原駅周辺のまちづくりについて

---

- (1) 駅前広場を交通結節点としての各交通機関を受け入れられるよう整備し、観光客が利用するレンタカー・タクシー・バス等に支援（補助制度）を設けること。
- (2) 高さ25メートル制限に対して、自然と眺望に配慮しながら制限を撤廃または緩和することについて検討すること。
- (3) 民間からの開発投資を積極的に誘引すること。

## 福祉教育常任委員会

### ■学校のあり方について

- (1) 大規模校での教室不足や、体育館の広さ不足などの課題に対し、特別教室の内容と数を充実させるなど、児童生徒数とのバランスを考え学校施設を適正に整備すること。
- (2) 廃校施設は地方公共団体にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用を促進すること。
- (3) 多様な子どもたちの学びの場として学校環境は障害のあるなしに関わらず極力子どもたちが同じように学べる環境が求められることから、学校のバリアフリー化をさらに進めること。
- (4) 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方として、地域学校協働本部の活動により地域住民の人材の有効活用を積極的につとめること。
- (5) 教育現場の事務作業の効率化として、I C Tの積極的活用を推進し、定型的な事務作業を自動化し、かつ中学校区ごとに集約することで、事務負担を軽減すること。
- (6) 令和5年度から進められる部活動の地域移行においては、教員の負担軽減と同時に、部活動における教育の目的を損なわないように配慮すること。
- (7) 子どもたちの安全のため、通学路の危険個所を地域住民との積極的な情報交換のもと改善すること。また、通学路の整備に関する要綱では、第3条の(3)に整備する土地を(ア)私有地か、(イ)私有地で市に寄付された土地としており、市民の寄付を得られない場合は、整備が進まないことがある。しかし、(ウ)には市長が整備する必要があると認めた土地とあることから、市民の寄付が得られない場合でも積極的に通学路整備を行うこと。
- (8) 学校現場での悩み相談、心理サポートを効果的に機能させるために、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを正職員として雇用すること。
- (9) 子どもたちの社会性の醸成に挨拶の奨励は効果的である。小中義務教育学校を通して地域での挨拶運動を推進すること。
- (10) 生理の貧困の背景には虐待やネグレクトなど複雑な問題が絡んでいることが多く、保護者に連絡が行くことを心配し、保健室に取りに行くことができない児童生徒もいることから、小中義務教育学校の児童生徒用女子トイレに生理用品を常備すること。
- (11) インターネットなどの情報過多の社会の中で子どもたちは誤った性情報に翻弄され、傷つくことが問題となっている。「生命の安全教育」として、自分の体を大切にすることや性暴力に対する正しい知識を持ち、自分を守ることができるように小中義務教育学校での、発達の段階に応じた適切な性教育を充実させること。

- (12) 性の多様性が社会で認められるようになる中、子どもたちも正しいジェンダーの知識を持つことが必要である。人間の多様性を認める人権教育の充実を推進すること。
- (13) 子どもたちの生活習慣の改善、授業時間の有効活用、眠くならない時間帯での効率的な学習など多くのメリットがあるとされる、午前中5時間制を研究し、導入を検討すること。

#### ■ 貧困対策について

---

- (1) 家庭環境の急激な変化に対応できるよう、NPO 法人や社会福祉協議会との連携を強化し、包括的な相談体制を強化すること。
- (2) 準要保護世帯に対する、義務教育のために支出する主な経費に修学旅行費の一部を就学援助として支給すること。
- (3) 貧困家庭の子どもたちは大学など高等教育を受けたくても経済的問題で断念しなければならないことがある。本市の給付型の奨学金制度は、成績優秀であることなど高いハードルがある。給付型奨学金制度をさらに充実させ、より多くの学ぶ意欲のある子どもたちが、大学進学の実を果たせるように支援すること。
- (4) 民間のボランティア団体が行うフードバンク等の活動に協力することで、貧困世帯の支援を充実すること。
- (5) 社会全体で取り組むべき貧困には地域の民間企業の協力も有効である。就労支援や寄付活動など、民間企業との連携を図ること。
- (6) どこに住んでいても、サポートが受けられるように、子ども食堂や無料の学習支援などは、学区単位で設置されるように支援をすること。
- (7) 貧困家庭において、介護の問題がある場合特に問題が深刻化する傾向にある。特に介護サービスやケアラーサポートの情報をうまく得ることができずに、深く悩んでしまうことがある。うまく情報を伝え、介護サービスやケアラーサポートを対象者が十分に受けることができるように配慮すること。
- (8) 様々な理由で就労に困難を抱える人がいる。静岡県富士市で取り入れているユニバーサル就労条例を制定し、ユニバーサル就労支援センターを整備すること。

### ■立地適正化計画推進を見据えた空き家・空き地対策について

- (1) 個々の空き家情報を各種施策に活用するため、電子媒体によるデータベース化など、情報の集約に向けた必要な整備を検討すること。
- (2) 個々の空き家情報を分析し、老朽度並びに所有・管理状況などにより対応の基準を設け、段階的かつ効果的な対応を行うこと。
- (3) 利活用可能な空き家については、速やかに所有者への意向調査・助言等を行い、空き家バンクへの登録等流通促進を図ること。
- (4) 空き家の市場流通を一層促進するため、宅建士・建築士・司法書士・土地家屋調査士・建設施行事業者・金融機関等各種専門家と包括協定を締結し課題を効果的に解決するプラットフォームの構築を検討すること。
- (5) コンパクトシティ推進に効果が期待できる、空き家・空き地・狭隘道路を一体で再生する官民連携の新たな手法である日本版ランドバンク「小規模連鎖型区画再生事業」の活用を検討すること。
- (6) 所有者不明土地を利用して地域住民等の福祉や利便の推進のための施設整備することができる制度である「地域福利増進事業」の活用を検討すること。また、活用可能な団体や民間企業への周知及び情報共有に努めること。
- (7) 多世代同居の推進等将来の空き家発生防止につながる施策の充実が求められることから長期的な観点で、現行の各種補助制度の在り方を精査し社会状況の変化なども踏まえた見直しを検討すること。
- (8) 所有者不明・相続人不在空き家については、いずれ管理不全を招き周囲への悪影響が発生する可能性が特に高いことから、早急に実態を把握し優先度の高い対策を行うこと。また、今後義務化される相続登記により危惧される土地の再分化や所有権の分散化などを防ぐために、市民に対して生前対策などの重要性の周知に努めること。
- (9) 固定資産税の住宅用地特例が空き家の放置を招く原因の一つとなっていることから、積極的に特定空き家等への勧告に基づく適用解除を実施することと合わせ、適正な管理が行われていない空き家に対しては地方税法上における必要な措置を検討すること。
- (10) 相続放棄された空き家の増加が懸念されることを踏まえ、今後の行政による除却（代執行）にあたっては、行政負担を最小限に抑制するため、個別事案に応じて、財産管理制度等各種制度を適切な時期に最大限活用すること。また、相続放棄者に対しては、民法第940条における管理義務について周知するとともに、相続財産管理制度の活用について必要な助言等を行うこと。

## ■大量離農時代を見据えた担い手確保と農業振興について

---

### ・担い手支援について

- (1) 国や県など関係機関と協力し、市外からの移住就農や企業等の農業参入の促進を図ること
- (2) 農地中間管理機構を活用し、より本市の実情に合った担い手支援と農地集積・集約化の促進を図ること。また、農地集積する経営体に対する確かな支援につなげられるよう、本市独自の支援体制についても研究すること
- (3) 「未来へつなぐ地域農業支援事業」など新規就農者や事業継承を対象にした国・県の様々な支援メニューについて、更なる周知に努めること
- (4) 農機具導入について、機械を共同購入し、管理・レンタルする機関の立ち上げに対する助成など、新しい支援体制の検討を行うこと
- (5) 使用されなくなった農地を新規参入者等農業者が手軽に活用できる新たな取組について検討すること。また、その活用にあたって中長期的支援の検討を行うこと

### ・農業振興について

- (1) 中山間地域における収益性の高い農産物の生産・販売への支援充実を図ること。
- (2) 地元農産物の給食等への更なる供給を行うなど積極的に地産地消を推進していくこと。
- (3) 本市で営農する意欲的な農業者が今後も安心して就業し安定的な生活を継続できるように、今ある施策をブラッシュアップし、より良いものにしていくように努めること。また、本市の基幹産業である農業を死守していけるように既存の枠にとらわれない取組を研究、推進していくこと。
- (4) 職員配置について、職員の経歴や培ってきたスキルを十分に考慮して、本市農業の発展に寄与する有為な人材を優先配置、活用すること。

### ・共通項目について

- (1) 本市農業の発展のため、農業者等生産現場の声を吸い上げる体制をつくり、より緊密に連携しその意見を施策に反映させること。
- (2) 農業振興する上でもプロモーションはとても重要な要素であることから、SNS等の媒体で、より影響力のある幅広い人材を登用するなど、PR活動も更に注力し情報発信方法についても工夫していくこと。

## ■私道等整備支援体制の強化について

---

- (1) 支援要件の緩和を検討すること。
- (2) 支援内容の変更を検討すること。
- (3) 国から示されている「所有者不明私道への対応ガイドライン」を踏まえ一部の所在が不明な私道も対象に加えること。
- (4) 市民への幅広い周知のためにわかりやすい「手引き」や「チラシ」を作成すること。